

入札条件（特に定めた条件）

- 1 この工事は、平成 29 年度から平成 31 年度にわたるものである。
- 2 平成 29 年度の支払は、10,000,000 円を限度とし、残額は平成 30 年度以降に支払う。
- 3 前払金の総額は、請負代金の 10 分の 4 以内の額とするが、平成 29 年度は 2 に規定する額を限度額とし、平成 30 年度は前払金総額から平成 29 年度前払済額を差し引いた額を限度額とする。

ただし、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

なお、請負者は、前払金を受けようとする場合は、工事完成期限を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 中間前払金の総額は、前払金に追加して請負代金の 10 分の 2 以内の額とし、平成 30 年度以降に支払う。

請負者は、3 に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は、当該工事期間の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている建設工事に係る作業が行われており、既に行われた建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、工事完成期限を保証期限とした、保証会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 5 発注者は、予算上の理由等により、2 及び 3 に規定する支払額を変更することができる。